名称　亀瀬灯標
位置
所在地　夜灯鼻灯台（佐賀県藤津郡太良町）の北北西方約三・四キロメートル
北緯　三二―五九―〇八
東経　一三〇―一二―四七
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで九・八メートル
変更年月日　平成二十七年二月十七日

名称　沖ノ神瀬灯標
位置
所在地　箱崎（佐賀県鹿島市）の東北東方約五・四キロメートル
北緯　三三―〇三―五五
東経　一三〇―一三―三四
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十七年二月十七日

名称　高浜城山灯台
位置
所在地　福井県大飯郡高浜町（高浜城山）
北緯　三五―二九―四八
東経　一三五―三三―〇九
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　七・五海里
地上から構造物の頂部まで七・九メートル　平均水面上から灯火まで二七メートル
変更年月日　平成二十七年二月十七日

名称　鴨瀬灯台
位置
所在地　広島県呉市（鴨瀬）
北緯　三四―〇八―四一
東経　一三二―四五―二六
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで二一メートル
変更年月日　平成二十七年二月十八日

名称　御前崎港東防波堤仮設灯台
位置
所在地　静岡県御前崎港（東防波堤北端）
北緯　三四―三八―一一
東経　一三八―一四―〇二
変更年月日　平成二十七年二月十九日

**○海上保安庁告示第三十七号**

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　平郡島南方ＡＩＳ信号所
位置
所在地　八島灯台（山口県熊毛郡上関町）の東方約七・七キロメートル（伊予灘航路第六号灯浮標）
北緯　三三―四二―五一
東経　一三二―一三―〇二
電波の型式、周波数及び空中線電力　九九四三一一二五一　伊予灘航路第六号灯浮標のＧＰＳによる測定位置
海上移動業務識別及びそれに係るＡＩＳ信号に含まれる位置　Ｆ一Ｄ　一六一・九七五ＭＨｚ　一二・五Ｗ　Ｆ一Ｄ　一六二・〇二五ＭＨｚ　一二・五Ｗ
電波の発射時間　常時
有効利用区域　半径約一三海里の円内の海面
業務開始年月日　平成二十七年二月二十日
記事　本ＡＩＳ信号所は、海上移動業務識別及びＡＩＳ信号に含まれる位置の情報のほか、次の情報を通報している。
イ　伊予灘航路第六号灯浮標の名称、種別及び位置移動の有無
ロ　伊予灘航路第六号灯浮標における風向、風速及び波高

名称　唐津港高島西防波堤灯台
位置
所在地　佐賀県唐津港（高島西防波堤外端）
北緯　三三―二八―二〇
東経　一二九―五九―〇九
廃止年月日　平成二十七年二月二十三日

**○海上保安庁告示第三十八号**

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年四月十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　砂津導灯（後灯）
位置
所在地　福岡県北九州市（前灯の南西方約七九〇メートル）
北緯　三三―五三―一六
東経　一三〇―五三―一七
変更した事項
位置　福岡県北九州市（前灯の南西方約七七〇メートル）
変更年月日　平成二十七年二月二十三日
記事　一時位置変更中のところ位置変更のうえ復旧

名称　四季咲岬灯台
位置
所在地　熊本県天草郡苓北町（四季咲岬）
北緯　三二―三一―四六
東経　一三〇―〇〇―四八
変更した事項
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ
高さ　一二・〇海里
地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで五六メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十四日

名称　臼島灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（臼島）
北緯　三三―三三―五二
東経　一二九―五三―四七
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで六・七メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十五日

名称　郷ノ浦港小崎浦南防波堤灯台
位置
所在地　長崎県郷ノ浦港（小崎浦南防波堤外端）
北緯　三三―四五―〇三
東経　一二九―四〇―〇一
変更した事項
光達距離　三八カンデラ
高さ　四・〇海里
地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・八メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十五日

名称　姫島港Ａ防波堤西灯台
位置
所在地　大分県東国東郡姫島村（姫島港Ａ防波堤外端）
北緯　三三―四三―〇三
東経　一三一―三八―五一
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十七年二月二十五日